

韓国における再生可能エネルギーに関する立法動向

白井 京

- I エネルギー政策の動向
- II 再生可能エネルギー政策
 - 1 再生可能エネルギー普及の意義
 - 2 再生可能エネルギー支援政策の特徴
 - 3 今後の展望
- III 再生可能エネルギー法制
 - 1 代替エネルギー開発促進法（1987年）
 - 2 代替エネルギー開発、利用及び普及促進法（1997年）
 - 3 代替エネルギー普及法改正（2002年）
 - 4 新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用及び普及促進法（2004年）
- IV 新・再生エネルギー法の概要

新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用及び普及促進法 翻訳

近年、わが国を含む多数の国家において再生可能エネルギーの導入促進措置が講じられている。エネルギー対外依存度の高さを始め、わが国のエネルギー需給構造との共通点が多い韓国においても同様である。

韓国の再生可能エネルギー政策の特徴は、多くの国が目標として掲げるエネルギー安全保障と環境への配慮という二本柱に加え、新技術の開発・普及による関連産業の育成や対外経済力の確保に力を入れている点である。

本稿では、韓国における再生可能エネルギーの普及の現状、政策の全体像、現在までの法制度の変遷について概観した後、再生可能エネルギー政策の基盤となる法律である「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、利用及び

普及促進法」の主な内容を説明する。本稿の末尾に同法律の翻訳を掲載したので参照されたい。

I エネルギー政策の動向

韓国は日本と同様、エネルギー資源が乏しい国である。工業化以前の1960年代はエネルギー消費も少なく、大部分を石炭や水力等の国内資源で賄うことができたが、急激な経済成長が始まると同時にエネルギー消費も急速に伸び、1990年代にはエネルギーの大部分を輸入に依存するようになった。エネルギーの対外依存は2001年の段階で97.4%に達する。原油は世界第4位、LNG（液化天然ガス）と石炭は世界第2位のエネルギー輸入大国である。

石油のエネルギー需要に占める比率は、LNGと原子力の伸長により1994年の62.9%から2002年の49.1%と徐々に減少しているが、2001年段階で77%を中東地域から輸入しており、中東地域への依存度が高い。LNGは、全エネルギー消費量の比重が2003年段階で11.3%と相対的に低い水準であるが、1990年から2002年の間に年平均消費増加率が18.5%と全てのエネルギーのなかで最も急激な速度で増加した。また、原子力については1977年に試験稼働をはじめ以降、90年代に年平均7.1%の高成長をなしとげ、全発電エネルギーにおいて占める比重は、発電源のうち最も高い。現在18基の原子力発電所が稼働中であり、さらに2基が建設中、6基が計画^(注1)中である。

今後のエネルギー政策の基本方針は、2002年12月に「第二次国家エネルギー基本計画」として発表^(注2)されている。同計画によれば、エネルギーの安定的な供給確保のため、2011年までに石油

依存度を47%、2020年までに42%まで引き下げ、原子力利用を継続して推進する見込みである。

このような状況の中、再生可能エネルギーはどの程度普及しているのだろうか。

韓国の総エネルギーに対する再生可能エネルギー（水力を含む）の比率は、2003年の段階でわずか2.06%である。このうち69.2%を廃棄物エネルギーが占めており、水力が23.95%、風力は0.29%、太陽光発電は0.06%に過ぎない。水力を小規模（1万kW以下）なものだけに限定すれば、廃棄物エネルギーが93.5%を占める。^(注3)

IEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）に加盟している30か国のうち、韓国における再生可能エネルギー（水力を除く）の総発電力に占めるシェアは、ハンガリーに次ぎ下から二番目である。再生可能エネルギーの普及は、日本をはじめ他のIEA諸国に比して非常に遅れているといえる。^(注4)

しかしここ数年、韓国政府は再生可能エネルギー普及に向けて大きく動き始めている。

II 再生可能エネルギー政策

韓国における再生可能エネルギー支援政策は、産業資源省が策定した「第二次新・再生エネルギー技術開発及び利用普及基本計画（2003年～2012年）」^(注5)に基づいている。^(注6)

この第二次基本計画が、1997年に策定された「第一次新・再生エネルギー技術開発及び利用普及基本計画」に比して特徴的なのは、エネルギー源別・年度別の技術開発や普及目標を画期的に拡大し、一次計画にはなかった新・再生エネルギー関係産業の戦略的生産目標を設定している点である。

以下に、第二次基本計画をもとに、韓国における再生可能エネルギー支援の意義、支援政策の特徴、今後の展望について述べる。

1 再生可能エネルギー普及の意義

韓国における再生可能エネルギー普及の意義は以下の三点である。

第一に、持続可能な経済成長と対外経済力の確保に必須という点である。韓国は京都議定書に基づき、第2次公約期間中（2013年～2017年）に温室効果ガス削減義務が課せられる予定であるが、2002年現在、温室効果ガス排出量は世界第10位であり、削減義務を履行するにあたり経済活動に多大な影響を及ぼすことが予想される。また、最大の自動車輸出市場である米国が、総自動車販売量の10%を無公害・低公害車（燃料電池を含む）にすることを義務化する予定であることから、燃料電池等の技術開発が輸出競争力に必須であるとしている。

第二に、エネルギー安全保障及び環境改善に寄与するという点である。再生可能エネルギーは、エネルギーの海外依存度を低下させ、エネルギー需給の不安定に備えることができる。また、僻地での電力供給源としての使用、環境改善効果への期待も挙げられている。

第三に、再生可能エネルギーが次世代産業として急伸長している点が挙げられている。再生可能エネルギーは、韓国において現在重視されているIT産業、BT（バイオテクノロジー）産業と共に21世紀の新産業であり、政府により積極的に支援すれば2010年には技術先進国になるとし、その意義を強調している。

このように、歴史的にエネルギー安全保障の観点を重視する米国や、環境への国民の関心を反映し環境問題に重点をおく欧州諸国に比し、韓国における再生可能エネルギー普及の意義には、自国の関連産業の育成や経済力の確保に力点が置かれているのがその特徴であるといえよう。

さらに、盧武鉉政権は地域間格差をなくす「国家均衡発展」を目標として掲げており、地域特化事業の一環として分散型エネルギー技術の活

性化を試みるという論点も見られる。^(注7)

2 再生可能エネルギー支援政策の特徴

総論でも述べられているとおり、各国の再生可能エネルギー支援策は、大きく二つに分けられる。^(注8)

第一に、投資助成、融資面での優遇、固定買取価格制度等に見られる販売電力への支援など、財政からの支出を伴う導入促進策である。固定買取価格制度で再生可能エネルギーの比率を大幅に上昇させたドイツに代表されるこの政策は、市場がない場合もしくは未成熟な場合に市場の形成を促進する政策手段として用いられることが多い。

第二に、市場メカニズムを活用しつつ再生可能エネルギーの導入促進を図る市場割当制、RPS (Renewable Portfolio Standard: 再生可能エネルギー導入基準) 制度である。これは、電力のエネルギー源を一定の割合で再生可能エネルギーからまかなうよう電力販売業者に義務付ける制度であり、市場に多様な選択肢とプレーヤーが存在することが条件となる。わが国においても2003年にRPS法の制定により施行されている。

現在のところ、韓国の再生可能エネルギー政策は、財政支出を伴う前者の政策が中心である。市場創出のために、技術開発や設備補助、融資により集中的に支援するとし、目標を達成するためには2004年～2011年の間に約9兆1千億ウォン^(注9)(約9,882億円)の予算が必要と計算している。スウェーデンやデンマークなどの国々が、財政負担の増加によりこれまでの政策からRPS制度に転換している中、韓国は未だ再生可能エネルギーの普及が初期段階にあることから、あえて第一の選択肢をとっているとみられる。

ただし、第二次基本計画では将来的に米国や日本の例に倣い、RPS制度を導入することを提言している。同計画によれば、事前予告し準備

期間をおいた上で、発電義務比率割当制を導入するとしている。

3 今後の展望

第二次基本計画によれば、韓国における再生可能エネルギーの普及目標は、一次エネルギー総消費量中、2006年までに3%、2011年までに5%である。電力総生産量基準では2006年までに2.4%、2011年までに7%を再生可能エネルギー電力で供給するとしている。

この普及目標は、2010年のOECD平均見通しの4.9%と韓国の供給能力等を考慮して設定したものであり、2011年に目標を達成できれば、再生可能エネルギーによる年間電力は100万kW級の原子力発電2基に相当するとされる。

この普及目標値を達成するための予算はエネルギー資源特別会計による。ちなみに2004年度のエネルギー特別会計予算のうち、再生可能エネルギー技術開発や融資等、持続発展可能エネルギーシステムの構築は27.7%を占め、これは石油・ガス安定供給のための予算28.1%に次いで多い。^(注10)

開発目標としては、先進国との技術格差が小さく市場における潜在的競争力が大きい水素・燃料電池、風力、太陽光を、三大事業として重点的に推進する方針である。この3つのエネルギーについては、トップダウン方式での技術開発やプロジェクト型技術開発事業を集中的に行うとしている。

2004年5月には、この三大分野を育成するための事業団を構成し、5年間(2004年～2008年)に2,500億ウォン(約271億円)の予算を技術開発に投資することにした。これは単一事業としては最大規模の政府研究開発事業であるとい^(注11)う。特に太陽光については、半導体技術を基盤に輸出産業として育成するとし、2011年までには太陽光発電システムを10万基導入する計画である。

その他、国際協力事業に積極的に参加し、日本、中国、モンゴル等への輸出基盤の構築を試みている。

Ⅲ 再生可能エネルギー法制

これら普及事業の基盤となる法律はどのようなものだろうか。以下に、再生可能エネルギー法制の変遷を簡略に説明する。

1 代替エネルギー開発促進法（1987年）

1978年の第2次オイルショック以降、韓国は石油等に代わる、化石燃料以外のエネルギー全般を指す「代替エネルギー」の研究・開発に力を入れ始め、1987年に「代替エネルギー開発促進法」を制定した。この法律は、太陽エネルギー、バイオマス、海洋エネルギー等の開発を国が積極的に推進することにより、エネルギー供給問題を解決し、国のエネルギー安全保障を確立することを目的としていた。内容は、代替エネルギー技術開発のための体系的な技術開発計画の策定と、人材・財源の確保、活用に要約される。

2 代替エネルギー開発、利用及び普及促進法（1997年）

1990年代に入ると、地球温暖化防止の観点から、環境にやさしい代替エネルギーの利用を促進するべきとの声が高まった。このため、1997年に「代替エネルギー開発促進法」は「代替エネルギー開発及び利用・普及促進法（以下「代替エネルギー普及法」という。）」に改正され、税制支援、長期低利融資による支援、施設費の補助などの支援根拠が作られた。

同法の制定により、再生可能エネルギーの利用量は毎年増加し、総エネルギー消費に占めるシェアは1989年の0.26%から2002年には1.4%^(注12)に高まった。

3 代替エネルギー普及法の改正（2002年）

2002年3月には、環境への関心の高まりから、代替エネルギーの開発及び普及をいっそう拡大するために、代替エネルギー普及法の第一次改正が行われた。この改正の主なポイントは4点ある。

第一に、代替エネルギーの開発・利用促進を専門的に推進する機関である代替エネルギー開発普及センターを設立した。

第二に、国家機関、地方自治体、政府投資機関が建物を新築する際には、代替エネルギーの利用が義務付けられることになった。それまでは設備利用を勧告するに留まっていたが、実効性がないとの指摘から、モデル普及事業の一環として設備利用が義務化された。

第三に、代替エネルギー設備を製造、輸入販売する業者に対する認証制度を確立した。

第四に、代替エネルギー発電により供給される電気の発電源別に基準価格を告示し、取引価格が基準価格を下回る場合には差額を電力産業基盤基金からの助成金で補填する制度を新設した。この制度は、風力発電産業を躍進させる原動力となったドイツの固定価格買取制度を参考にしたものと思われる。

なお2003年には、議員立法により第1条（目的）の文言のうち「国家経済の健全な発展」を「環境の保全及び国家経済の健全かつ持続可能な発展」に改正している。

4 新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用及び普及促進法（2004年）

2004年末、代替エネルギー普及法が名称も含めて改正された。石油・石炭エネルギーなどに代わるエネルギーという意味が強く誤解が生じうる「代替エネルギー」という用語に代えて、既存エネルギーと区別される新しいエネルギーを定義する「新エネルギー」と、いわゆる再生可能（renewable）なエネルギーを指す「再生

エネルギー」の2つを導入したのである。法条文においては、これら二つを「新・再生エネルギー」と略称している。この法律名称の変更は、政府の新・再生エネルギーに対する支援意思を積極的に表明するものである。名称の変更に伴い、「小水力」を「水力」に改めるなど、対象となるエネルギーの範囲も若干変更された。

また、技術・規格の国際標準化と設備・部品の共用化に対する支援制度の導入が定められた。これは、再生可能エネルギー関係の技術の許認可を標準化するもので、普及に向けたインフラの整備ともいえる。同様に、新・再生エネルギー関係の設備設置を専門とする企業についても、登録制度が導入された。

2002年改正により導入された差額支援制度も改善された。事業者が再生可能エネルギーへの投資を控える要因として、政策がその時々政権によって左右され不安定要素が大きいという点があるが、2004年改正では、基準価格と共に支援を保障する「期間」も含めて告示することができるように定めた。差額を補填する期間を明示することにより、投資リスクの低減を図るものである。

IV 新・再生エネルギー法の概要

新・再生エネルギー法は、全35か条の本則及び5か条の附則からなる。主な内容は以下のとおりである。

(目的)

法律の目的は、新・再生エネルギーの普及と関連産業の活性化を通じて、エネルギー源の多様化による安定供給と、環境の保全のためのエネルギー構造の転換を推進し、国民経済の持続的発展と国民福祉の増進に寄与することである(第1条)。

(定義)

再生可能エネルギーの定義は、国ごとに異なるのが現状であるが、韓国においてこの法律の

対象となるエネルギーは「新エネルギー」及び「再生エネルギー」の2種類である。

法案検討報告書によれば、「新エネルギー」とは、化石燃料の変換により生じた新しいエネルギー源であり、水素エネルギー、燃料電池、石炭液化・ガス化エネルギー等が含まれる。

また、「再生エネルギー」は太陽光、地熱、河川、生物有機体等を含む再生可能な自然エネルギーを変換したエネルギー源である。

水力については、各国毎に定義が異なり、議論の多い部分であるが、韓国においてはこれまで法律上「小水力」としていたのを、2004年改正において、「水力」に変更した。これは統計上、IEA 各国が1万kW以上の大規模水力も含んでいることからとられた措置であるという。この改正については、審議において「改悪ではないか」との指摘も見られたが、その改正は、特に大規模水力の開発を促す意図はなく、単なる統計上の措置とみられる。(第2条)

(適用範囲)

韓国内の新・再生エネルギー産業の育成のため、営利を目的に輸入された新・再生エネルギーについては、この法律は適用しないと定める。これは、2004年改正において新設された条項である。新・再生エネルギー法の趣旨は、エネルギーの対外依存度を減らすために各種支援制度を拡大することであり、技術面において優秀な先進諸国により開発された新・再生エネルギーがこの法律による支援を受ける場合、国内の技術開発及び関連産業の発展を阻害するという点から定められたものである。(第3条)

(基本計画及び年次別実行計画)

産業資源省長官は、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及を促進するための基本計画(10年計画)及び毎年の実行計画を策定する。基本計画には普及や比率の目標、推進方法等を定める。(第5条、第6条)

(新・再生エネルギー政策審議会)

新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及に関する重要事項を審議するため、産業資源省傘下に新・再生エネルギー政策審議会をおく(第8条)。

(投資勧告及び利用の義務化)

産業資源省長官は、エネルギー関連産業を営む者に対し、新・再生エネルギー事業への投資を勧告し、国や地方自治体等が新規に建築する場合に工事費の一定比率を新・再生エネルギーの導入のために使用することを義務付け、または工場等に対して新・再生エネルギー利用を勧告することができる(第12条)。

(設備認証)

新・再生エネルギー設備を製造又は輸入し、販売しようとする者は、産業資源省長官が指定する性能検査機関において検査を受け、その結果を提出し、認証機関から認証を受けることができる。受けた設備認証は、表示し、広報することができる。虚偽や不正な方法で認証を受けた場合には取り消される。この制度は、2002年改正法で導入された。(第13条～第16条)

(発電価格の差額支援)

新・再生エネルギー発電によって供給される電気の発電源別に基準価格を告示し、電力取引価格との差額について、財政的に支援する。

この規定は2002年改正時に新設されたが、前述したように、2004年改正において発電差額を支援する保障期間についても告示できるようにした。また、2004年の改正において、虚偽や不正な方法で支援を受けた場合の支援中断や罰則についても新たに定められた。(第17条～第18条)

(国際標準化支援)

産業資源省長官は、新・再生エネルギー技術の国際標準化を支援できる(第20条)。国際標準に達しない技術が新・再生エネルギーの国内普及や輸出の障害になっているという点を改善

するため、2004年改正において新設された。

(部品共用化支援)

新・再生エネルギー設備や部品の互換性を高めるために、共用化品目の指定等について定める(第21条)。多数の小規模競合メーカーが存在し、互換性のない設備や部品が、設備の維持補修を難しくしているという点を改善するため、2004年改正において新設された。

(設備設置専門企業)

新・再生エネルギー設備設置専門企業の登録及び登録取消について定める(第22条及び第23条)。新・再生エネルギー設備を設置する事業者の大多数は小企業であり、専門性不足と零細な経営状態によって産業の育成が遅れている現状を改善するため、新・再生エネルギー設備の設置を事業とする者は一定基準を満たした上で産業資源省に登録するよう定められ、また、産業資源省は登録企業に対し、設備設置及び補修に必要な費用を支援できるよう、2004年改正で新設された。

(普及事業)

産業資源省長官は、大統領令が定めるところにより、新技術モデル事業、モデル団地の造成事業、地方自治体と連携した普及事業等を行うことができる。前述した設備認証を受けた事業や国際標準化、部品共用化がなされた事業については、優先的に普及事業を推進する。(第27条)

(新・再生エネルギーセンター)

新・再生エネルギーセンターは、新・再生エネルギー事業の支援及び管理等を主たる業務とする(第31条)。同センターは、2004年改正により、既存の代替エネルギー開発普及センターが改編されたもので、同じ改正により、認証事業、国際標準化事業、部品共用化事業等の支援及び管理も追加され、業務が拡大した。

*インターネット情報はすべて2005年3月1日現在である。

注

- (1) 韓国のエネルギー政策全般の概要、具体的な数値等は、財団法人日本エネルギー経済研究所「海外エネルギー動向：韓国」〈<http://eneken.ieej.or.jp/news/trend/pdf/korea040630.pdf>〉、資源エネルギー庁「諸外国のエネルギー政策の動向」〈<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g31208b61j.pdf>〉、同「エネルギー白書2004年版」〈<http://www.enecho.meti.go.jp/hokoku/index.html>〉等によった。
- (2) 「第二次国家エネルギー基本計画」は、韓国産業資源省ウェブサイト〈<http://www.mocie.go.kr/>〉→資料室(자료실: Reference center)→刊行物(간행물)内からダウンロードできる。2005年3月1日現在のURLは〈http://www.mocie.go.kr/upload/publish/publish_view.asp?num=52〉である。なお、この第二次国家エネルギー基本計画についての日本語による報告としては、「韓国 新・再生エネルギー開発／普及基本計画Ⅱ(03年～12年)」No.1～No.3, NEDO 海外レポート No.932～934, 2004.6.2～6.30. 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/932/932.pdf>〉, 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/933/933.pdf>〉〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/934/934.pdf>〉及び「韓国における新エネルギー等実態調査」NEDO 海外レポート特別号、2004年 No.9 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/foreigninfo/04/9.pdf>〉がある。
- (3) 「第2次新・再生エネルギー技術開発及び利用・普及基本計画(要約)(2003～2012)」による。同計画書は、前掲韓国産業資源省ウェブサイト→政策広場(정책마당: Policy Room)→業務計画／実績(업무계획/실적)→政策資料(정책자료)からダウンロードできる。2005年3月1日現在のURLは〈http://www.mocie.go.kr/fun/download.asp?file=http://www.mocie.go.kr/file_server/policy/policy/1085014733000000008.HWP〉である。
- (4) IEA, *World Energy Outlook 2004*, Paris: IEA

Publications, 2004, p230. 韓国がIEAの加盟条件である輸入量90日分の備蓄を達成し、加盟したのは2002年である。

- (5) 韓国では、日本における「省」の機能を持つ機関を「部」と称するため、直訳して「産業資源部」とすることもある。しかし、本稿では、誤解を避けるため「省」と訳出した。
- (6) 注3を参照されたい。
- (7) 2004年10月27日に提出された改正法律案の審査報告書〈http://search.assembly.go.kr/bill/doc_20/17/pdf/170649_200.HWP.PDF〉p.8による。
- (8) 本誌総論 pp. 1～21を参照。
- (9) 本文中の日本円は全て、4月28日現在のレートである100ウォン=10.860円で計算した。
- (10) 「韓国04年度エネ特会予算2.4兆ウォンが確定」『NEDO 海外レポート』No.929, 2004.4.14. 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/929/929.pdf>〉
- (11) 「韓国、風力など再可エネ主要3分野で3大事業団発足」『NEDO 海外レポート』No.938, 2004.8.25. 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/938/938.pdf>〉
- (12) 「韓国の代替エネルギー技術開発及び普及現状」『NEDO 海外レポート』No.923, 2004. 1. 14. 〈<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/923/923.pdf>〉
- (13) この条項が制定された理由の一つに、「セノックス(ソルレックス)問題」がある。「セノックス」は石油由来の、「ソルレックス」は石炭由来のガソリンに代替する燃料で、「代替エネルギー」として免税され廉価に輸入販売されたことから、国内産業を圧迫し不正に利益を得ているとして社会問題となった。

参考文献(注で記したものは除く)

- (1) 各法律案、法律改正案、それに対する検討報告書、審査報告書等については、韓国国会の議案情報システム〈<http://search.assembly.go.kr/bill/>〉を利用し

た。

- (2) 制定された法律については、韓国国会の法律情報システム<<http://search.assembly.go.kr/law/>>を利用した。
- (3) 本稿執筆にあたって参照した新聞記事は、KINDS

(Korean Integrated News Database System)

<<http://www.kinds.or.kr/>>を使用し検索した。

(しらい きょう・海外立法情報課)

新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用及び普及促進法

신에너지및재생에너지개발·이용·보급촉진법

(2004年12月31日制定 法律第7284号)

白井 京 訳

第1条 (目的)

この法律は、新エネルギー及び再生エネルギーの技術開発、利用及び普及の促進並びに新エネルギー及び再生エネルギー産業の活性化を通じて、エネルギー源を多様化し、エネルギーの安定的な供給とエネルギー構造の環境親和的な転換を推進することにより、環境の保全、国際経済の健全かつ持続的な発展及び国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において使用される用語の定義は、以下に定めるところによる。

1. 「新エネルギー及び再生エネルギー（以下「新・再生エネルギー」という。）」とは、既存の化石燃料を変換させて利用し、又は太陽光、水、地熱、河川、生物有機体等を含む再生可能なエネルギーを変換させて利用するエネルギーであり、次の各目のいずれかに該当するものをいう。
 - a. 太陽エネルギー
 - b. 生物資源を変換させて利用するバイオエネルギーで、大統領令が定める基準及び範囲に該当するエネルギー
 - c. 風力
 - d. 水力
 - e. 燃料電池
 - f. 石炭を液化又はガス化したエネルギー及び重質残渣油をガス化したエネルギーで、大統領令が定める基準及び範囲に該当するエネルギー
 - g. 海洋エネルギー

h. 大統領令が定める基準及び範囲に該当する廃棄物エネルギー

i. 地熱エネルギー

j. 水素エネルギー

k. その他、石油、石炭、原子力又は天然ガスではないエネルギーで、大統領令が定めるエネルギー

2. 「新・再生エネルギー設備」とは、新・再生エネルギーを生産し、又は利用する設備で、産業資源省令が定めるものをいう。

3. 「認証」とは、新・再生エネルギー設備が国際又は国内の性能及び規格に合うものであることを証明することをいう。

4. 「新・再生エネルギー発電」とは、新・再生エネルギーを利用して電気を生産することをいう。

5. 「新・再生エネルギー発電事業者」とは、電気事業法第2条第4号の規定による発電事業者又は同法同条第17号の規定による自家用電気設備を設置した者で、新・再生エネルギー発電を行う事業者をいう。

第3条 (適用範囲)

営利を目的に輸入された新・再生エネルギー（中間製品の形態で輸入された新・再生エネルギーを含む。）については、この法律を適用しない。

第4条 (施策と奨励等)

① 政府は、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及の促進に関する施策を講じなければならない。

- ② 政府は、地方自治体、政府投資機関管理基本法による政府投資機関（以下「政府投資機関」という。）、公共機関及び企業等の自発的な新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及を奨励し、保護し、育成しなければならない。

第5条（基本計画の策定）

- ① 産業資源省長官は、関係中央行政機関の長と協議をした後、第8条に規定する新・再生エネルギー政策審議会の審議を経て、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及を促進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなくてはならない。
- ② 基本計画は、10年以上を計画期間とし、次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 基本計画の目標及び期間
 2. 新・再生エネルギー源別の技術開発、利用及び普及の目標
 3. 電力総生産量のうち、新・再生エネルギーによる発電量が占める比率の目標
 4. 基本計画の推進方法
 5. 新・再生エネルギー技術水準の評価並びに普及展望及び期待効果
 6. 新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及に関する支援方法案
 7. 新・再生エネルギー分野の専門家養成計画
 8. その他、基本計画の目標達成のために産業資源省長官が必要と認める事項
- ③ 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの技術開発動向、エネルギー需給動向の変化、その他の事情により、策定された基本計画の変更が必要と認める場合には、関係中央行政機関の長と協議をした後、第8条に規定する新・再生エネルギー政策審議会の審議を経て、基本計画を変更することができる。

第6条（年次別実行計画）

- ① 産業資源省長官は、基本計画において定められた目標を達成するため、新・再生エネルギーの種類別に、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及並びに新・再生エネルギー発電による電気供給に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を、毎年度策定し、施行しなければならない。
- ② 産業資源省長官は、実行計画を策定し、施行しようとするときは、予め関係中央行政機関の長と協議しなければならない。
- ③ 産業資源省長官は、実行計画を策定したときには、これを公告しなければならない。

第7条（新・再生エネルギーの技術開発等に関する計画の事前協議）

国家機関、地方自治体、政府投資機関、公共機関及びその他大統領令に定める者が、新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及に関する計画を策定し、施行しようとするときは、大統領令が定めるところにより、予め産業資源省長官と協議しなければならない。

第8条（新・再生エネルギー政策審議会）

- ① 新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及に関する重要事項を審議するために、産業資源省に新・再生エネルギー政策審議会（以下「審議会」という。）をおく。
- ② 審議会は、次の各号の事項を審議する。
 1. 基本計画の策定及びその変更に関する事項。ただし、基本計画の内容中、大統領令に定める軽微な事項の変更は除く。
 2. 新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及に関する重要事項
 3. 新・再生エネルギー発電によって供給される電気の基準価格及びその変更に関する事項
 4. その他、産業資源省長官が必要と認める

事項

- ③ 審議会の構成、運営及びその他必要な事項は、大統領令に定める。

第9条（新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及事業費の計上）

政府は、実行計画を施行するのに必要な事業費を、会計年度ごとに歳出予算に計上しなければならない。

第10条（計上された事業費の使用）

産業資源省長官は、第9条の規定により計上された事業費を、次の各号の事業に使用する。

1. 新・再生エネルギーの資源調査、技術需要調査及び統計作成
2. 新・再生エネルギーの研究、開発及び技術評価
3. 新・再生エネルギー設備の性能評価、認証及び事後管理
4. 新・再生エネルギー技術情報の収集、分析及び提供
5. 新・再生エネルギー分野の技術指導及び教育、広報
6. 新・再生エネルギー分野に特化した大学及び核心となる技術研究センターの育成
7. 新・再生エネルギー専門家の養成
8. 新・再生エネルギー設置専門企業の支援
9. 新・再生エネルギーのモデル事業及び普及事業
10. 新・再生エネルギー利用の義務化支援
11. 新・再生エネルギー関連の国際協力
12. 新・再生エネルギー技術の国際標準化支援
13. 新・再生エネルギー設備及び部品の共有化支援
14. その他、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及のために必要な事業で大統領令に定める事業

第11条（事業の実施）

- ① 産業資源省長官は、第10条の各号の事業を効率的に推進するために必要と認めるときは、次の各号の一に該当する者と協約を結び、これを実施させることができる。
1. 特定研究機関育成法による特定研究機関
 2. 技術開発促進法による企業付設研究所
 3. 産業技術研究組合育成法による産業技術研究組合
 4. 高等教育法による大学又は専門大学^(注1)
 5. 国公立研究機関
 6. 国家機関、地方自治体、政府投資機関及び公共機関
 7. その他、産業資源省長官が技術開発能力を有すると認める者
- ② 産業資源省長官は、第1項の各号の一に該当する者が実施する技術開発、利用及び普及事業に必要な費用の全部又は一部を出捐することができる。
- ③ 第2項に規定する出捐金の支給、使用及び管理等に関して必要な事項は、大統領令に定める。

第12条（新・再生エネルギー事業への投資勧告及び新・再生エネルギー利用の義務化等）

- ① 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及を促進するため必要と認めるときは、エネルギー関連産業を営む者に対し、第10条各号の事業を実施し、その事業に投資し、又は出捐することを勧告することができる。
- ② 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの利用及び普及を促進するために必要と認めるときは、次の各号の一に該当する者が新築する建築物に対して、大統領令が定めるところにより、総建築工事費の一定比率を新・再生エネルギー設備に使用することを義務づける

ことができる。

1. 国家及び地方自治体
 2. 政府投資機関管理基本法による政府投資機関
 3. 政府が大統領令に定める金額以上を出捐した政府出捐機関
 4. 国有財産の現物出資に関する法律第2条第1項に規定する政府出資企業体
 5. 地方自治体及び第2号から第4号までの規定による政府投資機関、政府出捐機関又は政府出資企業体が、大統領令に定める比率又は金額以上を出資した法人
 6. 特別法により設立された法人
- ③ 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの活用条件等からみて、新・再生エネルギーを利用することが適切と認める工場、事業場及び集団住宅団地等に対し、新・再生エネルギーの種類を指定し利用するよう勧告し、又はその利用設備を設置するよう勧告することができる。

第13条（新・再生エネルギー設備の認証等）

- ① 新・再生エネルギー設備を製造し、又は輸入して販売しようとする者は、産業資源省長官が指定する機関（以下「認証機関」という。）から新・再生エネルギー設備について認証（以下「設備認証」という。）を受けることができる。
- ② 第1項の規定により設備認証を受けようとする者は、該当する新・再生エネルギー設備について、認証機関に設備認証を申請しなければならない。
- ③ 第2項の規定により設備認証を申請するときは、大統領令が定める指定基準に従い、産業資源省長官が指定する性能検査機関（以下「性能検査機関」という。）において性能検査を受けた後、その機関が発行する性能検査結果書を認証機関に提出しなければならない。

- ④ 産業資源省長官は、第31条に規定する新・再生エネルギーセンター、又はその他の新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及促進事業を行う者のうち、認証業務に適していると認められる者を認証機関として指定する。
- ⑤ 認証機関は、第2項に規定する設備認証申請を受けたときは、性能検査機関が発行した性能検査結果書に基づき産業資源省令が定める設備認証審査基準に従って審査した後、基準に適合する新・再生エネルギー設備について設備認証をしなければならない。
- ⑥ 認証機関の業務範囲、設備認証の手続き、設備認証の事後管理、性能検査機関の指定手続き、その他設備認証に関して必要な事項は、産業資源省令に定める。
- ⑦ 産業資源省長官は、産業資源省令が定めるところに従い、第3項の規定に基づく性能検査に必要な経費の一部を支援し、又は第4項の規定に基づき指定された認証機関に対し指定の目的上、必要な範囲内で行政上の支援等を行うことができる。

第14条（新・再生エネルギー設備認証の表示等）

- ① 第13条の規定により設備認証を受けた者は、該当する新・再生エネルギー設備に、設備認証の表示をし、かつ設備認証を受けたことを広報することができる。
- ② 設備認証を受けていない者は、第1項に規定する設備認証の表示又はこれに類似した表示をし、又は設備認証を受けたものと広報してはならない。

第15条（設備認証の取消及び性能検査機関指定の取消）

- ① 認証機関は、設備認証を受けた者が虚偽又は不正な方法で設備認証を受けたときは、設備認証を取り消さなければならない。設備認証を受けた後、製造又は輸入して販売する新・

再生エネルギー設備が、第13条第5項に規定する設備認証審査基準に適合しないことを発見したときは、設備認証を取り消すことができる。

② 産業資源省長官は、性能検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、大統領令が定めるところにより、その指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全て若しくは一部の停止を命じることができる。ただし、第1号に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽又は不正な方法で指定を受けたとき。
2. 正当な事由なく、指定を受けた日から1年以上性能検査業務を開始せず、又は1年以上継続して性能検査業務を中断したとき。
3. 第13条第3項に規定する指定基準に適合しなくなったとき。

第16条 (手数料)

認証機関又は性能検査機関は、設備認証又は性能検査を申請する者に対し、産業資源省令が定めるところに基づき、手数料を受けることができる。

第17条 (新・再生エネルギー発電価格の告示及び差額支援)

- ① 産業資源省長官は、新・再生エネルギー発電によって供給される電気の発電源別に基準価格を定めるときは、これを告示しなければならない。この場合において、基準価格の算定基準は、大統領令で定める。
- ② 産業資源省長官は、新・再生エネルギー発電によって供給した電気の電力取引価格（電気事業法第33条の規定に基づく電力取引価格をいう。）が、第1項の規定により告示した基準価格より低い場合には、当該電気を供給した新・再生エネルギー発電事業者に対し、基準価格と電力取引価格との差額（以下「発電

差額」という。）を、電気事業法第49条の規定による電力産業基盤基金^(註2)から優先的に支援する。

- ③ 産業資源省長官は、第1項の規定により基準価格を告示するときは、発電差額を支援する期間を含め告示することができる。
- ④ 産業資源省長官は、発電差額を支援される新・再生エネルギー発電事業者に対し、決算財務諸表等、基準価格の設定のために必要な資料の提出を要求することができる。

第18条 (支援中断等)

① 産業資源省長官は、発電差額を支援された新・再生エネルギー発電事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、産業資源省令が定めるところに基づき警告又は是正命令を行い、これを履行しないときは、発電差額の支援を中断することができる。

1. 虚偽又は不正な方法で発電差額を支援された場合
2. 第17条第4項に規定する資料要求に応じず、又は虚偽の資料を提出した場合

② 産業資源省長官は、発電差額を支援された新・再生エネルギー発電事業者が第1項第1号に該当する場合には、産業資源省令が定めるところに基づき、当該事業者が受けとった発電差額を回収することができる。この場合、産業資源省長官は、発電差額を返還すべき者が30日以内にこれを返還しないときには、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。

第19条 (裁定申請)

新・再生エネルギー発電事業者は、新・再生エネルギー発電によって生産された電気を送電用又は配電用設備を通して電気事業法第35条に規定する韓国電力取引所又は電気使用者に供給する場合に、同法第2条第6号に規定する送電

事業者又は同法同条第8号に規定する配電事業者と協議が成立せず、又は協議することができないときは、同法第53条に規定する電気委員会に裁定を申請することができる。

第20条（新・再生エネルギー技術の国際標準化支援）

- ① 産業資源省長官は、国内において開発された、又は開発中である新・再生エネルギー関連技術を、国家標準基本法第3条第2号の規定による国際標準^(注3)に合致させるため、認証機関に対して標準化の基盤構築、国際活動等の必要な支援を行うことができる。
- ② 第1項に規定する支援範囲等に関して必要な事項は、大統領令に定める。

第21条（新・再生エネルギー設備及びその部品の共用化）

- ① 産業資源省長官は、新・再生エネルギー設備及びその部品の互換性を高めるために、その設備及び部品を産業資源省長官が定め、告示するところにより、共用化品目として指定し、運営することができる。
- ② 次の各号の一に該当する者は、新・再生エネルギー設備及びその部品のうち共用化が必要な品目について、共用化品目に指定するよう産業資源省長官に要請することができる。
 1. 第31条に規定する新・再生エネルギーセンター
 2. その他産業資源省令が定める機関又は団体
- ③ 産業資源省長官は、新・再生エネルギー設備及びその部品の共用化を効率的に推進するため、必要な支援を行うことができる。
- ④ 第1項から第3項までに規定する共用化品目の指定及び運営、指定要請並びに支援基準等に関して必要な事項は、大統領令に定める。

第22条（新・再生エネルギー設備設置専門企業の登録等）

- ① 新・再生エネルギー設備の設置を専門に行おうとする者（以下「新・再生エネルギー専門企業」という。）は、資本金及び技術人材等に関し、大統領令が定める登録基準及び手続きに従って産業資源省長官に登録しなければならない。
- ② 産業資源省長官は、新・再生エネルギー専門企業が第1項の規定により登録をしたときには、産業資源省令が定めるところに従い、遅滞なく登録証を交付しなければならない。
- ③ 産業資源省長官は、第27条に規定する普及事業のために必要だと認める場合には、新・再生エネルギー設備の設置及び補修に必要な費用の一部を支援する等、新・再生エネルギー専門企業に対して大統領令が定めるところに従い必要な支援を行うことができる。

第23条（新・再生エネルギー専門企業の登録取消）

産業資源省長官は、新・再生エネルギー専門企業が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。ただし、第1号に該当するときは、登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽又は不正な方法で第22条第1項に規定する登録を行ったとき。
2. 第22条第1項に規定する登録基準に適合しなくなったとき。
3. 他人に自身の姓名又は商号を使用させて第22条第1項の事業を遂行させ、又は産業資源省長官が新・再生エネルギー専門企業に交付した登録証を貸与したとき。
4. 3年以内に事業を開始せず、又は3年以上継続して事業遂行実績がないとき。

第24条（聴聞）

産業資源省長官が、第15条第2項の規定により性能検査機関の指定を取り消し、又は第23条の規定により新・再生エネルギー専門企業の登録を取り消そうとするときは、聴聞を実施しなければならない。

第25条（関連統計の作成等）

- ① 産業資源省長官は、第5条に規定する基本計画及び第6条に規定する実行計画等の新・再生エネルギー関連施策を効果的に策定し、施行するために、必要な国内外の新・再生エネルギーの需給に関する統計資料を調査、作成、分析及び管理することができ、このために必要な資料及び情報を第11条第1項に規定する機関並びに新・再生エネルギー設備の生産者、設置者及び使用者に要求することができる。
- ② 産業資源省長官は、産業資源省令が定めるところに従って専門性を有する機関を指定し、第1項に規定する統計の調査、作成、分析及び管理に関する業務の全て又は一部を遂行させることができる。

第26条（国有・公有財産の売却等）

- ① 国家又は地方自治体は、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及に関する事業のために必要と認めるときは、国有財産法又は地方財政法の規定にかかわらず、新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及に関する事業を行う者に対し、随意契約により、買戻しを条件に国有財産又は公有財産を売却し、又は賃貸することができる。
- ② 第1項の規定により国家又は地方自治体から土地を買収し、又は賃借した者が、買収又は賃借した日から2年以内に新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及事業を施行しなかったときは、買戻し又は賃借契約を取消することができる。

第27条（普及事業）

- ① 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの利用及び普及を促進するために必要と認めるときは、大統領令が定めるところにより、次の各号の普及事業を行うことができる。
 1. 新技術の適用事業及びモデル事業
 2. 環境親和的な新・再生エネルギー集積化団地及びモデル団地の造成事業
 3. 地方自治体と連携した普及事業
 4. 実用化された新・再生エネルギー設備の普及を支援する事業
 5. その他、新・再生エネルギー技術の利用及び普及促進のために必要な事業であって、産業資源省長官が定めるもの
- ② 産業資源省長官は、開発された新・再生エネルギー設備が設備認証を受け、又は新・再生エネルギー技術の国際標準化若しくは新・再生エネルギー設備とその部品の共用化がなされたときは、優先的に第1項に規定する普及事業を推進することができる。
- ③ 関係中央行政機関の長は、環境改善及び新・再生エネルギーの普及促進のために必要な協力を行うことができる。

第28条（新・再生エネルギー技術の事業化）

- ① 産業資源省長官は、国内で開発された技術や第10条に規定する支援を受けて開発された技術についての事業化を促進させる必要があると認めるときは、次の各号に定める支援を行うことができる。
 1. 試作品製作及び設備投資に必要な資金の融資
 2. 新・再生エネルギー技術の開発事業により政府が取得した産業財産権の無償譲与
 3. 開発された新・再生エネルギー技術の教育及び広報
 4. その他、開発された新・再生エネルギー技術の事業化のために必要と認め、産業資

源省長官が定める支援事業

- ② 第1項に規定する支援の対象、範囲、条件、手続き及びその他必要な事項は、産業資源省令で定める。

第29条（財政上の措置等）

政府は、第12条の規定により勧告を受け、若しくは義務を遵守しなければならない者、新・再生エネルギー技術開発、利用及び普及を行っている者、又は第13条に規定する設備認証を受けた者に対し、必要な場合には金融、税制上の支援その他必要な支援対策を講じなければならない。

第30条（新・再生エネルギーの教育及び広報並びに専門家の養成）

- ① 政府は、教育及び広報等を通して新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及に関する国民の理解と協力を求めることができるよう努力しなければならない。
- ② 産業資源省長官は、新・再生エネルギー分野の専門家の養成のために、新・再生エネルギー分野に特化した大学及び中心となる技術研究センターを指定し、育成し、支援することができる。

第31条（新・再生エネルギーセンター）

- ① 産業資源省長官は、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及を専門的かつ効率的に推進するため、大統領令が定めるエネルギー関連機関に新・再生エネルギーセンター（以下「センター」とする。）を置き、新・再生エネルギー分野に関する次の各号の事業を行わせることができる。
1. 第11条第1項に規定する新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及事業の実施者に対する支援及び管理
 2. 第13条に規定する設備認証に関する支援

及び管理

3. 既に普及している新・再生エネルギー設備に対する技術支援
 4. 第20条に規定する新・再生エネルギー技術の国際標準化事業に対する支援及び管理
 5. 第21条に規定する新・再生エネルギー設備及びその部品の共用化に関する支援及び管理
 6. 第22条に規定する新・再生エネルギー専門企業に対する支援及び管理
 7. 第25条に規定する統計管理
 8. 第27条に規定する新・再生エネルギー普及事業の支援及び管理
 9. 第28条に規定する新・再生エネルギー技術の事業化に関する支援及び管理
 10. 第30条に規定する教育及び広報並びに専門家の養成に関する支援及び管理
 11. 国内外の調査研究及び国際協力事業
 12. 第1号から第4号までに付帯する事業
 13. その他、新・再生エネルギーの技術開発、利用及び普及促進のために必要な事業であって、産業資源省長官が委託するもの
- ② 産業資源省長官は、センターが第1項の事業を実施するにおいて、資金の出捐その他必要な支援を行うことができる。
- ③ センターの組織、人材、予算及び運営に関して必要な事項は、産業資源省令で定める。

第32条（権限の委任及び委託）

- ① この法律による産業資源省長官の権限は、大統領令が定めるところに従い、その一部を所属機関の長又は特別市長、広域市長若しくは道知事（以下「市道知事」という。）に委任することができる。
- ② この法律による産業資源省長官又は市道知事の業務は、大統領令が定めるところにより、その一部をセンターに委託することができる。

第33条（罰則適用における公務員擬制）

設備認証業務及び性能検査業務に従事する認証機関及び性能検査機関の役員又は職員は、刑法第129条から第132条までの規定^(注1)の適用においては、これを公務員とみなす。

第34条（罰則）

- ① 虚偽又は不正な方法で第17条に規定する発電差額支援を受けた者及びその事実を知らずながら発電差額を交付した者は、3年以下の懲役又は支援された金額の3倍以下に相当する罰金に処する。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人若しくはその他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第1項の違法行為をしたときは、その行為者を罰するほかに、法人又は個人に対しても第1項の罰金刑を科する。

第35条（過料）

- ① 次の各号の一に該当する者は、1千万ウォン以下の過料に処する。
 1. 虚偽又は不正な方法で設備認証を受けた者
 2. 第14条第2項の規定に違反して、認証機関から設備認証を受けずに設備認証の表示若しくはこれと類似した表示をし、又は設備認証を受けたと広報した者
- ② 第1項に規定する過料は、大統領令が定めるところにより、産業資源省長官が賦課し、徴収する。
- ③ 第2項の規定による過料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に、産業資源省長官に異議を申し立てることができる。
- ④ 第2項の規定による過料処分を科された者が、第3項の規定により異議を申し立てたときは、産業資源省長官は、遅滞なく管轄権を

有する法院にその事実を通知しなければならず、通知を受けた管轄権を有する法院は、非訟事件手続法による過料の裁判を行う。

- ⑤ 第3項の規定による期間内に異議を申し立てず、過料を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収する。

附則

第1条（施行日）

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（基本計画等に関する経過措置）

- ① この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第4条の規定による基本計画は、この法律第5条の規定による基本計画を策定するときまで、この法律第5条の規定による基本計画とみなす。
- ② この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第5条の規定による実行計画は、この法律第6条の規定による実行計画とみなす。
- ③ この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第7条の規定による代替エネルギー政策審議会は、この法律第8条の規定による新・再生エネルギー政策審議会とみなす。
- ④ この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第8条の規定により歳出予算に計上された事業費は、この法律第9条の規定による事業費とみなす。
- ⑤ この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第11条の2の規定により指定された認証機関及び性能検査機関は、この法律第13条の規定による認証機関及び性能検査機関とみなす。
- ⑥ この法律施行時、従前の代替エネルギー開

発、利用及び普及促進法第11条の2の規定により産業資源省長官が指定する機関から代替エネルギー設備について認証を受けた場合には、この法律第13条の規定による設備認証を受けたものとみなす。

- ⑦ この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第16条の規定による代替エネルギー開発普及センターは、この法律第31条の規定による新・再生エネルギーセンターとみなす。

第3条（処分等に関する経過措置）

この法律施行時、従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法による指定、告示その他の行政機関の行為並びに申請その他の行政機関に対する行為は、該当するこの法律による行政機関の行為及び行政機関に対する行為とみなす。

第4条（他の法律の改正）

- ① 白頭^(注5)大幹保護に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第7条第1項第6号中「代替エネルギー開発、利用及び普及促進法による代替エネルギー」を、「新エネルギー及び再生エネルギー開発、利用及び普及促進法による新・再生エネルギー」に改める。

- ② 産業技術基盤造成に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条に規定する代替エネルギー」を、「新エネルギー及び再生エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条第1号に規定する新・再生エネルギー」に改める。

- ③ 産地管理法の一部を次のとおり改正する。

第10条第7項中「代替エネルギー開発、利用及び普及促進法による代替エネルギー」を、「新エネルギー及び再生エネルギー開発、利用及び普及促進法による新・再生エネルギー」

に改める。

- ④ 生命工学育成法の一部を次のとおり改正する。

第13条第1項第4号中「代替エネルギー開発」を、「新・再生エネルギー開発」に改める。

- ⑤ エネルギー利用合理化法の一部を次のとおり改正する。

第2条第2号中「代替エネルギー」を、「新・再生エネルギー」に改める。

第76条第3号及び第5号中「代替エネルギー」を、「新・再生エネルギー」に各々改める。

- ⑦ 電気事業法の一部を次のとおり改正する。

第31条第4項第3号及び第49条第1項中「代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条の規定による代替エネルギー」を、「新エネルギー及び再生エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条第1号の規定による新・再生エネルギー」に各々改める。

- ⑧ 租税特例制限法の一部を次のとおり改正する。

第118条第1項第3号中「代替エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条の規定による代替エネルギー」を、「新エネルギー及び再生エネルギー開発、利用及び普及促進法第2条第1項の規定による新・再生エネルギー」に改める。

第5条（他の法律との関係）

この法律の施行時に、他の法令において従前の代替エネルギー開発、利用及び普及促進法の規定を引用している場合、この法律のうちそれに該当する規定があるときには、この法律の該当規定を引用したものとみなす。

注

- (1) 専門大学は、日本の専門学校と短期大学に相当する。

- (2) 電力産業基盤基金は、政府が電力産業の持続的な発展及び電力産業の基盤造成に必要な財源を確保するために設置している。電気事業法第49条では、新・再生エネルギー法第2条の規定に基づく新・再生エネルギーを利用し電気を生産する事業者に対する支援を行うと規定している。
- (3) 国家標準基本法によれば、「国際標準」とは国家間の物質又はサービスの交換を容易にし、知的、科学的、技術的又は経済的活動分野において、国際協力を増進させるために制定された規格であり、国際

的に公認された標準をいう。

- (4) 第129条から第132条までの規定は、収賂及び事前収賂、第三者賂物提供、加重収賄及び事後収賂、並びに斡旋収賂に関して定めている。
- (5) 白頭大幹は、北朝鮮と中国の国境に位置する白頭山から韓国南部の智異山に至るいわゆる白頭山脈を指す。

(しらい きょう・海外立法情報課)